



# はじめに

## 1 計画策定の趣旨

近年、社会経済情勢は大きく変化し、全国平均よりも早いペースで高齢化が進む本県では、少子高齢・人口減少社会の到来が現実のものとなっており、これまで以上に子育て世代や高齢者等の安全・安心な居住環境の整備が求められています。

また、地震・津波などの大規模な災害に対する不安の増大や地球環境問題の深刻化などから、災害に対する住宅の安全性の確保や省エネルギー基準等に適合した良質な住宅に対する関心が高まっているほか、世帯数の減少により、賃貸・売却用等以外の空き家（注）のさらなる増加が予測されており、すでに防災、衛生、景観面での問題が顕在化しています。

このように多様化・高度化する県民の居住ニーズや問題に対して、住宅市場が的確に対応し、問題を解決していくという機能を十分に発揮し、県民がその負担能力に応じて、個々のニーズに合致する住生活を実現していくことが基本となります。

一方、住宅市場では住宅を確保することが困難な低額所得者、高齢者、障がい者などの住宅確保要配慮者（注）が増加しており、その居住ニーズも多様化していることから、更なる住宅セーフティネット（注）の充実も必要となっています。

平成 18 年に制定された「住生活基本法」（平成 18 年法律第 61 号、注）は、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備するとともに、住生活の「質」の向上を図る政策への本格的な転換を図る道筋を示したものです。

同法に基づき、国は、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（全国計画）を策定し、都道府県は、全国計画に即して、都道府県における住生活基本計画（都道府県計画）を策定し、住宅施策を総合的かつ計画的に推進することとなっています。

本県におきましても、全国計画の策定を受け、平成 18 年度に平成 18 年度から平成 27 年度までを計画期間とする「宮崎県住生活基本計画」を策定し、その後、全国計画の変更や社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえ、5 年毎に改定を行ってきております。

今般、全国計画が改定されたのに伴い、現行の「宮崎県住生活基本計画」を見直し、平成 28 年度から平成 37 年度までを計画期間とする新たな計画を策定し、住生活の安定の確保及び向上の促進に向けて、住宅施策を総合的かつ計画的に推進していくものです。

- はじめに
- 第1章 住生活の安定向上に関する施策を取り巻く課題
- 第2章 計画の基本理念と住生活の安定向上に関する施策の目標
- 第3章 目標達成のための基本的施策の展開
- 第4章 公営住宅の供給目標量の設定
- 第5章 計画の推進に向けた役割分担と推進体制
- 参考資料

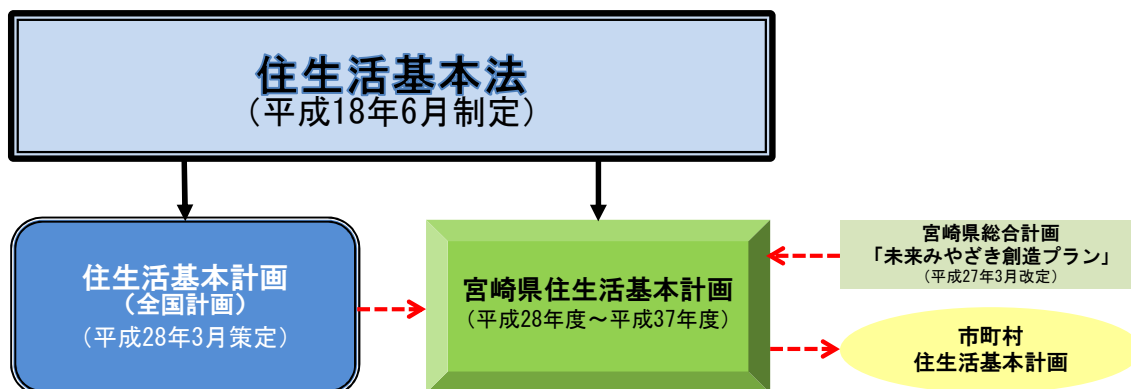
## 2 計画の性格と役割

本計画は、住生活基本法第 17 条に基づく、本県における県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として位置づけるものです。

また、本県の総合計画である「未来みやざき創造プラン」(平成 27 年 3 月改定)において「くらし」分野の目指す将来像としている「安全・安心で心ゆたかに暮らせる社会」の実現を図ることを目的としています。

さらに、市町村が地域の実情に応じて、当該市町村の区域における住生活基本計画を策定する際の指針としても機能するもので、県との緊密な連携のもとで一体的に施策を推進することが期待されています。

### ◆宮崎県住生活基本計画の位置づけ



#### ◆賃貸・売却用等以外の空き家

賃貸用・売却用の住宅、又は別荘などの二次的な住宅以外の住宅。住宅・土地統計調査における「その他の住宅」。

#### ◆住宅確保要配慮者

住生活基本法の基本理念の通り、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要するもの。

#### ◆住宅セーフティネット

低額所得者など、市場において自力では適切な住宅の確保が困難な者に対する公営住宅の提供をはじめ、高齢者や障がい者などの市場で入居が敬遠されがちな世帯など、各世帯が適切な住宅を確保できるようにするための支援網。

#### ◆住生活基本法

従来の「住宅建設計画法」に代わり、住宅の「量」から「質」への転換を図るために、平成 18 年に制定された法律。住生活基本計画は、この法に基づき策定される。



### 3 計画期間

本計画は、平成 28 年度（2016 年度）を初年度とし、平成 37 年度（2025 年度）を目標年次とする 10 年間を計画期間とします。

なお、社会経済情勢の変化や施策の効果に対する評価、さらには関連する計画との整合性などから、その後の施策展開に反映させていくため、概ね 5 年後に見直すこととします。

はじめに

第 1 章 住生活の安定向上に関する施策を取り巻く課題

第 2 章 計画の基本理念と住生活の安定向上に関する施策の目標

第 3 章 目標達成のための基本的施策の展開

第 4 章 公営住宅の供給目標量の設定

第 5 章 計画の推進に向けた役割分担と推進体制

参考資料